

商品名	⑧ 自由金利型定期預金(大口定期預金)
-----	---------------------

2024年1月4日現在

販売対象	・法人、個人
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入	
(1) 預入方法	(1) 一括預入
(2) 預入金額	(2) 1,000万円以上
(3) 預入単位	(3) 1円単位
払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息	
(1) 適用金利	<p>(1) 固定金利</p> <p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</p>
(2) 利払方法	<p>(2) 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</p> <p>預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。</p> <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、少数点第4位以下は切捨てます)により計算します。</p> <p>利払の方法は、中間利払日以後に原則として指定口座に振替入金します。</p>
(3) 計算方法	(3) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ・法人の利息には国税15%の税金がかかります。(地方税はかかりません。) ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)

<p>中途解約時の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびCの算式により計算した利率のうち、最も利率の低い利率。 ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。 A. 解約日時点の普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ・預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
<p>金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。
<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～16時50分、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済性預金を除く預金(普通預金・定期預金・定期積金・貯蓄預金・通知預金等)を合算して元本1,000万円までとその利息等(定期積金の給付補てん金を含む)が保護対象となります。 *決済性預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。 ◎詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。